

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	盛岡河川漁業協同組合						
	住 所	盛岡市川目第9地割168番地1						
2 漁業権の免 許番号	内共第23号(築川)							
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区域	期間			
		あゆ	友釣り 擬餌釣り	築川本支流の 免許区域	7月1日以降で組合が定めて公表 する日から10月31日まで			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うなぎ	置釣り	〃	7月1日から9月30日まで			
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から11月30日まで			
		かじか	〃	〃	7月1日から9月30日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範 囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間			
		川目上天滝橋上流端から築川ダム堤体までの区域			1月1日から12月31日まで			
	(3) 漁具漁法の 制限	まき餌及びあゆの餌釣りによる漁具漁法は、禁止する。						
	(4) 全長の制限	魚 種			禁止に係る全長			
		やまめ(ひかりを含む。)			13センチメートル以下			
		いわな			13センチメートル以下			
うなぎ			30センチメートル以下					
うぐい			10センチメートル以下					
かじか			5センチメートル以下					
(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ特設つり場において遊漁をしようとする者は、 組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。							
4 遊漁料の額 及びその納付 方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所	
		(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り 擬餌釣り	1,000円	7,000円	組合事務所及 び指定販売所
	やまめ さくら ます いわな うぐい かじか			餌釣り 擬餌釣り				
	うなぎ			置釣り				
	雑 魚			やまめ さくら ます いわな うぐい かじか うなぎ	餌釣り 擬餌釣り 置釣り			
	ア 中学生以下は、無料とする。 イ 肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、肢体不自由者及び75 歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。							
	(2) 県内共通遊 漁料	遊漁券区分	全魚種	あゆ	友釣り 擬餌釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所
				やまめ さくら ます いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り			
				うなぎ	置釣り			
				雑 魚	やまめ さくら ます いわな うぐい かじか うなぎ			
5 遊漁承認証 に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。							
6 遊漁に際し	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。							

守るべき事項	<p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>
7 漁場監視員に関する事項	<p>(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>(2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。</p>
8 違反者に対する措置に関する事項	<p>組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。</p>